

大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考に関する内規

平成21年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考細則(平成20年細則第14号)第3条第2項に規定する各研究科の推薦者数及び第5条第2項に規定する推薦順位について定めるものとする。

(推薦者数)

第2条 各研究科の推薦者数は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が修士課程及び博士課程別に示した推薦者数(機構からの通知以後、対象年度の末までに貸与期間終了者が生じたときは、当該終了者数の30パーセントを上限に大分大学で追加した数を含む。)を、各研究科のそれぞれの当該年度に貸与期間が終了する第一種奨学生(以下「対象奨学生」という。)数をもって按分し小数点第1位を四捨五入した数(以下「按分数」という。)とする。ただし、学長が認める場合は、対象奨学生が存在し、按分数が0.5に満たない研究科の推薦者数は、1人とする。

- 2 前項に規定する各研究科の推薦者数が、機構が示した推薦者数と同数とならない場合は、同数となるよう協議の上、各研究科の推薦者数を決定する。
- 3 免除申請者で業績優秀と各研究科が認める者が、第1項又は第2項で決定した推薦者数に満たない研究科がある場合は、協議の上、各研究科の推薦者数を決定する。
- 4 第1項又は第2項により、決定された推薦者数が当初の按分数(小数点第1位までの数)を下回る研究科は、翌年度にその差を按分数に加えた上で、推薦者数を決定する。

(推薦順位)

第3条 免除候補者の推薦順位は、各研究科の教育研究の特性等を考慮する観点から、次の各号により求める推薦点数の多い者から順位を付け、推薦点数が同じ場合は、対象奨学生数の多い研究科の者から順位を付ける。

- (1) 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程については各研究科の対象奨学生数の30パーセントのさらに6分の1を、博士課程又は博士後期課程については対象奨学生数の30パーセントのさらに2分の1を全額免除予定者数とする。
- (2) 全額免除予定者数を、各研究科の推薦順位の上の者から1点ずつ配分し、整数を配分し終わった次位の者に小数を配分(以下「全額免除配分点」という。)する。
- (3) 推薦点数は、次式のとおりとする。

$$\text{推薦点数} = \frac{\text{各研究科の推薦者数} - (\text{各研究科の推薦順位} - 1)}{\text{各研究科の推薦者数}} + \text{全額免除配分点}$$

- 2 各研究科の全額免除者数と第1項第1号により算出された各研究科の全額免除予定者数の差は、毎年翌年度に繰越し累計(以下「累積点」という。)するものとする。ただし、累積点は最小の値が0となるよう各研究科に同じ数値を加減して換算(以下「換算累積点」という。)するものとする。
- 3 繰越し後の推薦点の算出は、第1項第2号の全額免除予定者数を第2項の換算累積点と読み替える。

附 則 (平成21年内規第1号)

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年内規第1号)

この内規は、平成31年2月26日から施行する。

附 則（令和5年内規第1号）

この内規は、令和5年2月15日から施行する。

附 則（令和5年内規第2号）

この内規は、令和5年10月24日から施行する。